

履行期間

契約締結日から平成28年3月18日まで

設 計 書

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 委 託 名 | 平成27年度池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)周辺まちづくり検討業務委託 |
| 2 | 履 行 場 所 | 池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)が所在する金沢区六浦町並びにその周辺地域である金沢区東朝比奈一丁目～三丁目、六浦一丁目～五丁目、六浦南一丁目～五丁目 |
| 3 | か し 担 保 | 不要 |
| 4 | その他特記事項 | なし |
| 5 | 支 払 い 方 法 | (1) 契約区分 確定契約
(2) 前金払い しない
(3) 部分払い しない |
| 6 | 委 託 概 要 | (1) 道路概略検討(1路線検討) 一式 1式
(2) 道路概略検討(公図連続図) 1式
(3) 飛び地の利用検討 1式
(4) 打合せ及び資料作成、会議への出席等 1式
(5) 報告書作成 1式 |

委 託 理 由

本委託は、業務を効果的、効率的に行うため、必要な調査・検討を行います。

横浜市政策局

委託代金額 ￥

内 訳 業務価格 ￥

消費税及び地方消費税相当額 ￥

横浜市政策局

委 託 代 金 内 訳 書

費目	細 別	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
直接人件費						
	道路概略検討（1路線 検討）一式		式			第1号代価表参照
	道路概略検討（公図連 続図）		〃			第2号代価表参照
	飛び地の利用検討		〃			第3号代価表参照
	打合せ及び資料作成、 会議への出席等		〃			第4号代価表参照
	報告書作成		〃			第5号代価表参照
直接人件費計						
直接経費			式			
その他原価			〃			
一般管理費等			〃			
計						
端数調整						
消費税相当額						
業務委託料						

第 1 号

道路概略検討（1路線検討）一式

(10km当たり)

名 称	形状寸法等	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
道路概略検討 (1路線検討) 一式	主任技術者		人			
	理事・技師長		〃			
	主任技師		〃			
	技師（A）		〃			
	技師（B）		〃			
	技師（C）		〃			
	技術員		〃			
小計						
割増率						地形による割増 市街地, 山地10%
合計						
一式						1.1kmあたり

第 2 号

道路概略検討（公図連続図）

名 称	形状寸法等	数 量	单 位	单 価	金 額	摘 要
道路概略検討 (公図連続図)	主任技術者		人			
	理事・技師長		〃			
	主任技師		〃			
	技師（A）		〃			
	技師（B）		〃			
	技師（C）		〃			
	技術員		〃			
計						

第 3 号

飛び地の利用検討

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
飛び地の利用検討	主任技術者		人			
	理事・技師長		〃			
	主任技師		〃			
	技師（A）		〃			
	技師（B）		〃			
	技師（C）		〃			
	技術員		〃			
計						

第 4 号

打合せ及び資料作成、会議への出席等

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
打合せ及び資料作成、会議への出席等	主任技術者		人			
	理事・技師長		〃			
	主任技師		〃			
	技師（A）		〃			
	技師（B）		〃			
	技師（C）		〃			
	技術員		〃			
計						

第 5 号

報告書作成

名 称	形状寸法等	数量	单位	单 価	金 額	摘 要
報告書作成	主任技術者		人			
	理事・技師長		〃			
	主任技師		〃			
	技師（A）		〃			
	技師（B）		〃			
	技師（C）		〃			
	技術員		〃			
計						

仕 様 書

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は、平成 27 年度池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）周辺まちづくり検討業務委託に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては本仕様書のほか、横浜市委託契約約款及び契約規則、土木設計業務共通仕様書（平成 25 年 4 月）、土木設計業務特記仕様書（平成 21 年 11 月）、個人情報取扱特記事項（平成 27 年 10 月）、電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項を遵守すること。

また、委託の着手にあたっては、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。

2 履行場所

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）が所在する金沢区六浦町並びにその周辺地区である、金沢区東朝比奈一丁目～三丁目、六浦一丁目～五丁目、六浦南一丁目～五丁目とする。

3 履行期間

契約締結日から平成 28 年 3 月 18 日まで

4 業務目的

池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）を含む周辺地域のまちづくりは、地域の都市計画、行政計画、地域課題、地域特性等や、平成 26 年 6 月に国（防衛省）が提示した米軍家族住宅等の建設計画による影響を踏まえて検討する必要がある。

米軍家族住宅等の建設計画による影響については、地元から国への特に重要な要望項目として、地域での生活動線の主軸となっている都市計画道路横浜逗子線の整備や、「池子地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地」（以下「飛び地」という）の早期活用が挙げられている。

このため、本業務は、この 2 項目について基本情報の収集・整理、望ましい公共空間のイメージ検討案を作成し、関係機関との協議や、地元の意見交換の場で活用することを目的とする。

また、金沢区のまちづくりの方針である都市計画マスタープラン金沢区プラン（以下「区プラン」という）は、平成 29 年度に向けて改定を行っており、平成 12 年の計画策定時からの周辺状況の変化や事業の進捗等を反映させ、今後、時点修正を行う予定であり、本業務の成果を区プラン改定の基礎資料としても利用する。

5 業務内容

(1) 都市計画道路横浜逗子線の概略検討

<概略検討を行う区間>

都市計画道路横浜逗子線の未事業化部分のうち、侍従川北端（侍従橋含む）から飛び地に至るまでの部分（1.1km）

ア 設計計画

受注者は、業務の目的を把握したうえで、設計図書に示す業務内容を確認し、土木設計業務共通仕様書第12条委託業務計画書第2項に示す事項について委託業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

イ 現地踏査

受注者は、概略検討を行う区間における地形、地質、地物、植生、用排水、土地利用状況及び文化財の把握・確認を行うものとする。

ウ 路線検討

受注者は、当該地域の自然、社会的条件ならびにコントロール物件を考慮し、設計条件に適合した道路を検討する。路線検討に際し、路線の平面線形、縦断線形は主要構造物（トンネル、橋梁、函渠、擁壁、土工構造物等）、連絡等施設を考慮して計画し、監督員と協議するものとする。

エ 主要構造物計画

受注者は、路線計画上、平面・縦断的コントロールとなる主要構造物（鉄道・道路との交差、渡河地点）について、現地踏査、文献資料等からの形式の選定を行い、概略設計図を作成するものとする。

オ 検討図

受注者は、ウで規定の路線について以下の検討図面を作成するものとする。

(ア) 路線図

市販地図に用途地域及び主要コントロール物件を図示し、計画路線を記入する。

(イ) 平面図

地形図に当該地域の社会的、自然的、文化的、コントロール要因を明示し、路線（曲線要素）、主要構造物、連絡等施設ならびに縦断線形要素を記入するものとする。

(ウ) 縦断図

図面に、交差道路、鉄道、河川等の名称を記入し、主要構造物（トンネル、橋梁、函渠）について寸法、形状、形式が判るように明示する。計画高は地形図の縮尺 1/2,500 に対し 50m 毎、ならびに主要点に対し明記するものとする。

(エ) 標準横断図

道路幅員、道路構造の代表的な横断形状箇所を選定し作成する。

(オ) 横断図

縦断計画を行った同一点及び地形の変化点について横断図を作成する。この時、路面の片勾配は考慮しないものとする。

(カ) 関係機関との協議資料作成

受注者は、設計図書に基づき、関係機関との協議用資料・説明用資料を作成するものとする。

(キ) 概算工事費

受注者は路線案に対し、土木設計業務特記仕様書第 111 条設計業務の成果(5)に基づき概算工事費、概算用地補償費、全体事業費を算定するものとする。

(ク) 照査

照査技術者は、土木設計業務共通仕様書第 8 条照査技術者及び照査の実施に基づき、下記に示す事項を標準として照査を行い、管理技術者に提出するものとする。

- ・基本条件の決定に際し、現地の状況の他、基礎情報を収集、把握しているかの確認を行い、その内容が適切であるかについて照査を行う。特に地形、地質条件、土地利用、周辺整備などについては、設計の目的に対応した情報が得られているかの確認を行う。
- ・設計条件及び現地条件など、基本的条件の整理が終了した段階での照査を行う。また、地形、地質、土地利用、周辺整備などが設計に反映されているかの確認を行う。
- ・設計方針及び設計手法が適切であるかの照査を行う。
- ・設計図、概算工事費の適切性及び整合性に着目し照査を行う。

カ 公図連続図

以下に示す部分について、公図、公簿を参考に作成する。

＜公図連続図を作成する部分＞

都市計画道路横浜逗子線の未事業化部分のうち、

延長：侍従川北端（侍従橋含む）から飛び地に至るまでの部分（1.1km）

幅員：都市計画道路決定線から 10m を加えた部分

(ア) 公図連続図（スケール：1/500、カラー版）

	地番	所有者*	面積	地目	地形図（重ね）	部数
ア	○	○	○	○	×	各 3 部
イ	○	×	○	○	×	
ウ	○	○	○	○	○	

※ 文字表記と共に、所有者区分（国、市、民間土地所有者等）により色分けして表示する。

(イ) 作成した原稿、図面、データ（CD-R 等でマイクロソフトオフィス又はアドビアクロバットで扱える形式）等 一式

(2) 飛び地の利用検討

＜区域＞

飛び地の区域は、履行場所に示す区域を言う。

ア 導入施設・機能、事業手法の検討

現在本市で把握している地域情報、地域要望に基づき、当該地に適合する導入施設・機能の整備案（3 案程度）を作成する。

なお、作成にあたっては、当地区の都市計画法ほか関連法令等の制限や行政計画（横浜市基本構想、横浜市中期 4 年計画、「横浜国際港都建設計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の都市計画の方針、横浜市都市計画マスタープラン、横浜市水と緑の基本計画等）などをふまえるものとする。

各整備案について、整備手法、管理手法や概算事業費を算定するものとする。

イ 整備案の整理

各整備案について、整備効果及び課題等を社会性、経済性、環境性、交通利便性等の視点から整理し、比較・検討する。

ウ 施設配置図、イメージスケッチの作成

前号での実現性の高い整備案（2案）の、施設配置図（1/1000）、イメージスケッチを作成する。

(3) 打合せ及び資料作成、会議への出席等

本業務着手時及び成果品納入時のほか、適宜打合せ（概ね3回程度を予定）行う。本委託内容に関して庁内関係区局及び関係者・関係機関と協議を行う場合は、協議資料の作成を行う。

(4) 報告書作成

ア 報告書（A4版） 5部（別途各項で仕様が定められているものを除く。）

イ 報告書概要版（A3版1枚、両面刷り） 5部

ウ 報告書 電子媒体 2部

（データ形式はマイクロソフトオフィスなどの汎用的なものとする。）

エ 調査・検討過程の資料で委託者が必要と認めるもの

6 貸与資料

(1) 地形図（縮尺 1/2, 500）

(2) 公図、公簿資料一式

(3) 参考図書 「池子住宅地区横浜市域住宅建設に係るまちづくり検討調査業務委託」（H21年度）

(4) 平成 27 年度横浜市と米軍基地（横浜市政策局基地対策課）発行

7 その他

(1) 本業務は契約締結後速やかに着手し、所定の履行期間又は履行期限までに全ての業務を完了させること。

(2) 本業務の実施にあたっては、委託者の指示に基づき、十分協議を行うこと。

なお、必要事項については委託者に適宜報告すること。

(3) 詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。

(4) この仕様書に特に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。

(5) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出典などはすべて明確にしておくこと。

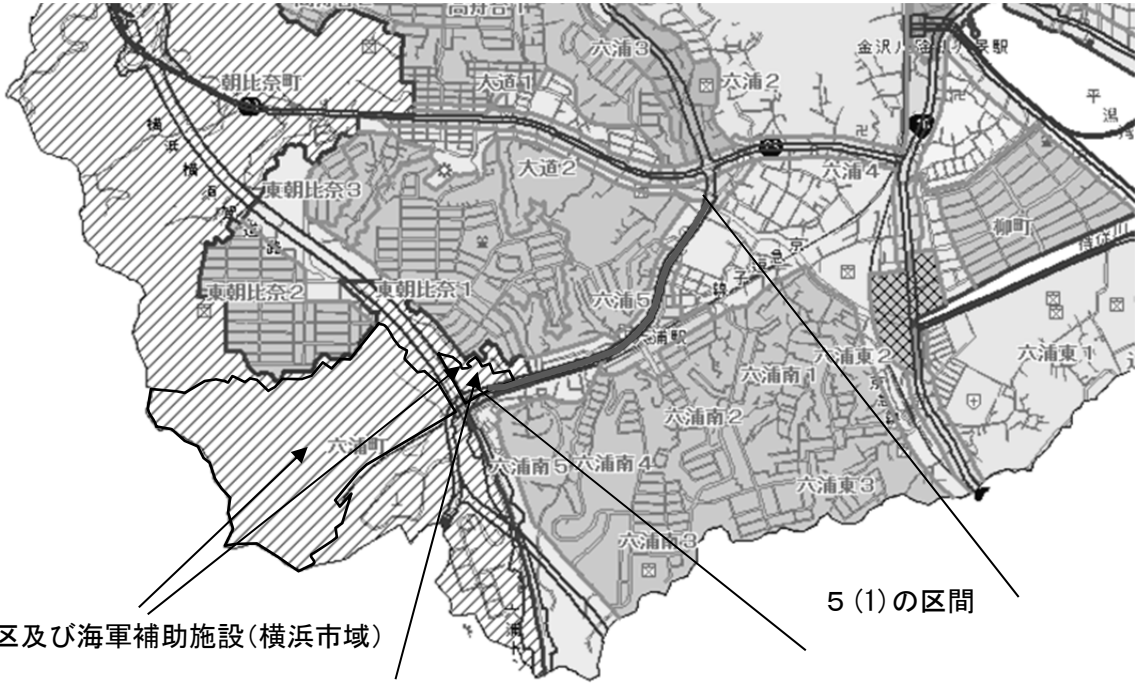
(6) 本業務に関して、委託者が提供する資料等業務上知り得た情報については他の目的に使用してはならない。また、これらに関して委託者の了解なしにこれを公開してはならない。

(7) 受託者が委託者の所有する書籍や報告書類を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償しなければならない。

(8) 本業務で得られた成果については、作業過程のデータ等を含めすべて委託者に帰属するものとする。

(9) 成果品の納入先は横浜市政策局基地対策課とする。

履行場所図



池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)

5 (1) の区間

飛び地



池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域)

5 (1) の区間

飛び地